

令和6年9月9日

海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表

海部南部消防組合

下記のとおり、懲戒処分等を行ったので、「海部南部消防組合職員の懲戒処分等の公表基準」に基づき公表します。

記

1 懲戒処分内容

1 被処分者	消防司令補 35歳 男性
2 懲戒処分年月日	令和6年9月6日
3 懲戒処分内容	減給(10分の1) 1か月
4 処分対象の理由	令和6年5月3日(金)自家用自動車で中国縦貫自動車道(兵庫県宝塚市)を運転中、法定速度80km/hのところ、145km/hで走行し、速度違反自動監視装置により65km/hの速度超過で検知された。 なお、交通法規違反により、行政処分として運転免許停止90日間、刑事処分として略式命令により罰金刑10万円が科せられた。
5 根拠規定	地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

2 消防長からのお詫び

この度は、平素から法令を遵守し社会的規範を示すべき立場として、また地域の安心安全を守る立場として自覚を欠く非違行為であり、皆様の信用、信頼を大きく損なうものであり深くお詫び申し上げます。

再びこのような事態を起こさぬよう道路交通法の法令順守を全職員に指導・徹底し、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

お問い合わせ先

消防本部 総務課

総務課長 日野

電話 0567-52-3149

FAX 0567-52-3114